

平成27年7月9日
(2015年)

吹田市長 後藤 圭二 様

吹田市医療審議会

会長 四宮真男

休日急病診療所の在り方について (答申)

平成26年6月26日付け、当審議会に諮問された標記のことについて、慎重に審議した結果、吹田市医療審議会規則第2条第1項の規定により、下記のとおり答申する。

記

1 運営形態については、市の責務として初期救急医療体制を確保する必要があることから、現状どおり市直営で運営を行うことが望ましい。

さらに、運営に当たっては、感染症対策が不可欠であり、特に複合施設の場合には、傷病者と一般来館者との動線を分離する等、一定の配慮が必要となる。

2 運営場所については、市域の一次救急医療機関を中心とした医療資源の分布を考慮すれば、北部地域に設置することが必要である。

また、傷病者及び出務医師等に一定数の駐車場が必要となる。